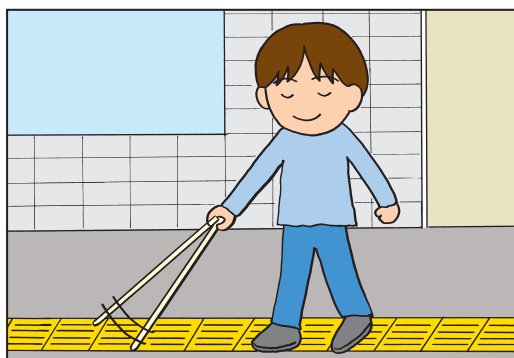


「乗り降りしやすいね。」

「入口まで安心して行けるね。」

「身体障害者標識（クローバーマーク）」は肢体に障害のある方が運転していることを示す標識です。



「視覚障害のある人も安心して通れるね。」

「事故がおこったり、けがをしたりすることもないね。」

和歌山県では…
障害のある人や歩きづらい人などが、登録された「車いす使用者用駐車区画」や「ゆずりあい駐車区画」を利用するときは、「障害者等用駐車区画利用証」を車に掲示し、本当に必要な人が区画を利用できる制度を実施しています。



皆さん一人ひとりの「ほんの少しの思いやり」で誰もが安心して、そして安全に暮らせる街になるのです。

「やさしい心のまちづくり」皆さんもはじめてみませんか？

お問い合わせ：和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

電話：073-441-2531

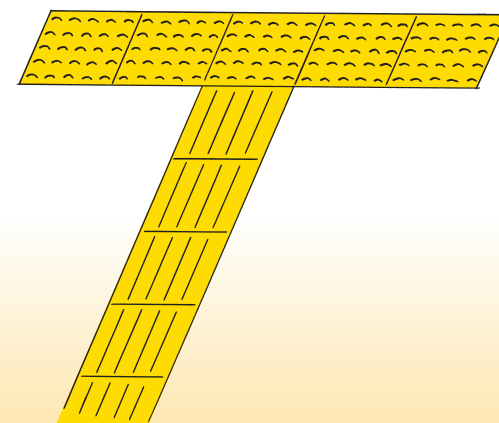
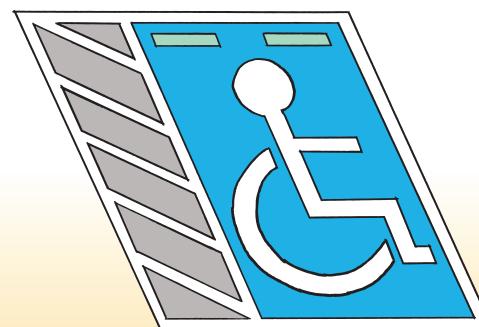
FAX：073-432-5567

E-mail：e0404001@pref.wakayama.lg.jp

車いす用駐車区画に、点字ブロックの上に

「わたしは止めません」

～本当に必要な人のために～



マークのついた車いす用駐車区画や点字ブロック、皆さんも街でよく見かけるのではないのでしょうか。

だけど、本当にその意味を理解した利用がされているのでしょうか。

車いす用駐車区画や点字ブロックはいったい何のためにあるのか、そして正しく利用されるためにどうすればいいのかを皆さんと考えていきたいと思ひます。

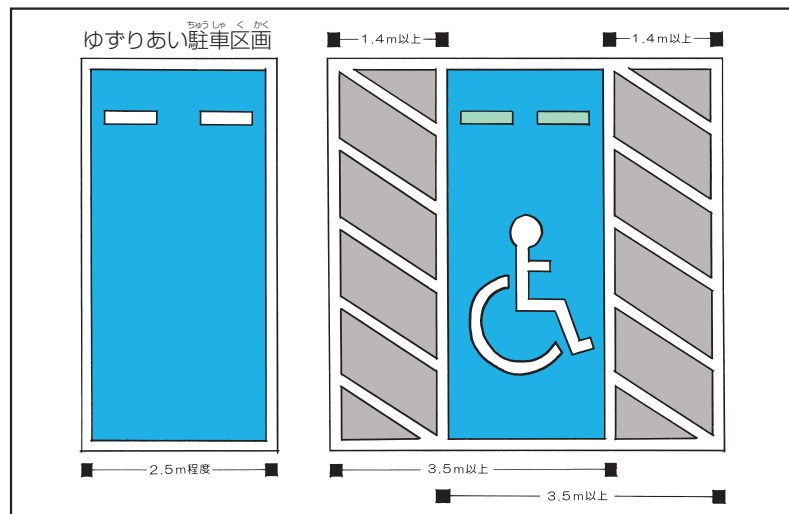
「車いす用駐車区画って何のためにあるの？」

車いすを使っている人が自動車を乗り降りする時、車いすを自動車に横付けしてドアを全開にする必要があります。

そのため、一般の駐車区画に比べて多くのスペースが必要になります。

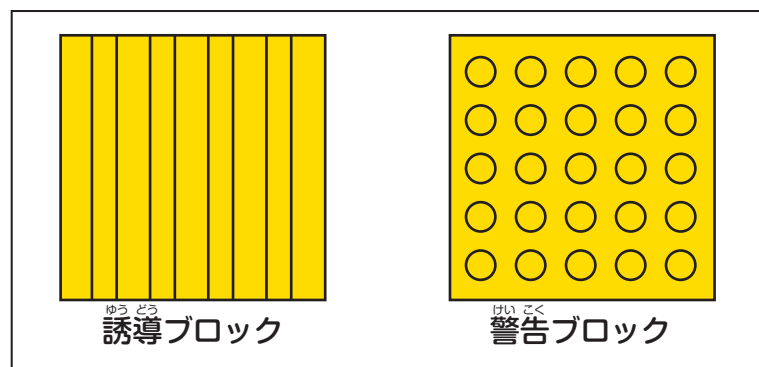
また、車いすを使っている人よりも自動車のほうが背が高いため、車いすを使っている人は自動車にかくれてしまい、駐車場内の移動は危険が伴います。

そのため、出入りしやすいように入口の近くに車いす駐車場が設けられているのです。



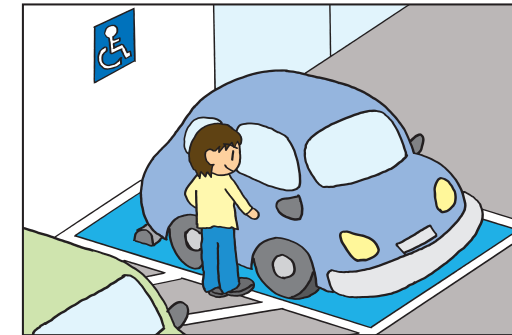
「点字ブロックって何のためにあるの？」

視覚障害のある人の通行を手助けする大切なもので、進む方向を示す線状のブロック（誘導ブロック）と注意を喚起する点状のブロック（警告ブロック）があります。



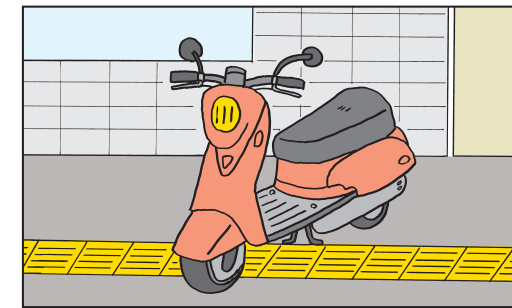
「こんなことよく見かけませんか？」

そんな大切な車いす用駐車区画と点字ブロックですが、街の中を見回すとどうでしょう？



「車いすの人のための駐車場なのに、車いすを使ってない人が停めてるよ。」

「車いすの人が来たら、停めるところがなくて困ってしまうだろうね。」



「点字ブロックの上にバイクが停めてあるよ。」

「視覚障害のある人のじゃまになるね。もしかしたら、ぶつかって事故になったり、けがをしてしまうかもしれないね。」

「どうして車いす用駐車区画や点字ブロックの上に停めるの？」

「ほんのちょっとだけだから。」

「そんなにたくさん障害者も来ないだろう。」

「他にもあるから自分一人くらい停めても大丈夫だろう。」

こんな気持ちで車いす用駐車区画に駐車したり、点字ブロックの上に自転車やバイクを停めてるのかもしれない。

でも、そのほんの少しの間に車いす利用者が駐車しようとするかもしれません。視覚障害のある人が通るかもしれません。

「ほんの少しだけだから」という気持ちが誰かに大きな迷惑をかけているのかもしれないのです。

「僕は停めないよ。」「私は停めません。」

特別なことむずかしいことも必要ありません。

本当に必要としている人のために車いす用駐車区画をあけておく、点字ブロックの上や周囲に物を置いたり自転車などを停めたりしない、それだけでいいのです。